

# 令和7年2月市議会 総務委員会資料

## 第41号議案

### 過疎地域持続的発展市町村計画の変更について

#### < 目 次 >

- 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要について ……P2
- 2 過疎地域持続的発展市町村計画(過疎計画)の変更について ……P4
- 3 『過疎地域持続的発展市町村計画』新旧対照表 ……P7

企 画 政 策 部  
令 和 7 年 2 月

# 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要について

## (1) 目的(法第1条)

人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

## (2) 過疎地域の要件(法第2条、3条、41～43条)

市町村ごとに「人口要件」及び「財政力要件」で判定する。

## (3) 長崎市の過疎地域

旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町、旧三和町の6地域

※旧香焼町は令和3年4月1日で追加、旧三和町は令和4年4月1日で追加

## (4) 過疎地域持続的発展市町村計画(法第8条)

過疎地域の市町村は、持続的発展方針(※)に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画を定めることができる。また、当該市町村計画の変更について準用する。

※持続的発展方針…都道府県が過疎地域の持続的発展を図るために定める方針

## (5) 財政上の支援措置(法第12条、13条、14条)

ア 過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業に対する補助割合の特例

イ 過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業に過疎対策事業債の充当

(ア) 充当率:原則として100%

(イ) 交付税措置:起債の元利償還金の70%について普通交付税で措置

# 1 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の概要について

## (6) 対象事業

<p>産業振興施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道</li> <li>○漁港、港湾施設</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道</li> <li>○林業用作業路</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> <li>○商店街振興のために必要な共同利用施設</li> </ul>	<p>厚生施設等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○一般廃棄物処理のための施設</li> <li>○火葬場</li> <li>○消防施設</li> <li>○保育所及び児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの)</li> <li>○市町村保健センター、こども家庭センター</li> </ul>
<p>交通通信施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両</li> <li>○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道</li> <li>○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	<p>教育文化施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館その他の集会施設</li> <li>○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</li> <li>○市町村立の専修学校及び各種学校</li> <li>○図書館</li> <li>○地域文化の振興等を図るための施設</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集落再編整備</li> <li>○再生可能エネルギーを利用するための施設</li> </ul>		
<p>過疎地域持続的発展特別事業 (いわゆる過疎債ソフト事業)</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)</li> </ul>	

## 2 過疎地域持続的発展市町村計画(過疎計画)の変更について

### (1) 変更内容

伊王島地区に係る過疎計画(計画期間 令和3年度～令和7年度)において、令和7年度に実施を予定している「伊王島灯台記念館施設整備事業」を追加するため、変更を行うもの。

### (2) 事業概要

#### ア 伊王島灯台記念館施設整備事業(伊王島地区)

伊王島灯台記念館は、県指定有形文化財伊王島灯台吏員退息所を活用し、伊王島灯台等の歴史を紹介している施設。

施設概要	建築年月	明治10年建設 日本初の無筋コンクリート造
	文化財指定年月	昭和57年7月22日(県指定有形文化財)
	建築面積	205.31㎡
	用途	伊王島灯台等の歴史に関する展示室

#### (ア) 事業内容

屋根の劣化により雨漏りが発生しているため、屋根改修工事を実施するもの。

事業年度	事業内容	事業費	財源内訳		
			国・県支出金	過疎対策事業債	一般財源その他
令和7年度	屋根改修工事(棟瓦、のし瓦、漆喰等)	4,700千円	千円 —	千円 4,700	千円 —

#### (イ) 施設利用状況

(単位:人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入館者数	8,272人	3,528人	2,508人	3,978人	4,666人

## 2 過疎地域持続的発展市町村計画(過疎計画)の変更について

(ウ) 位置図

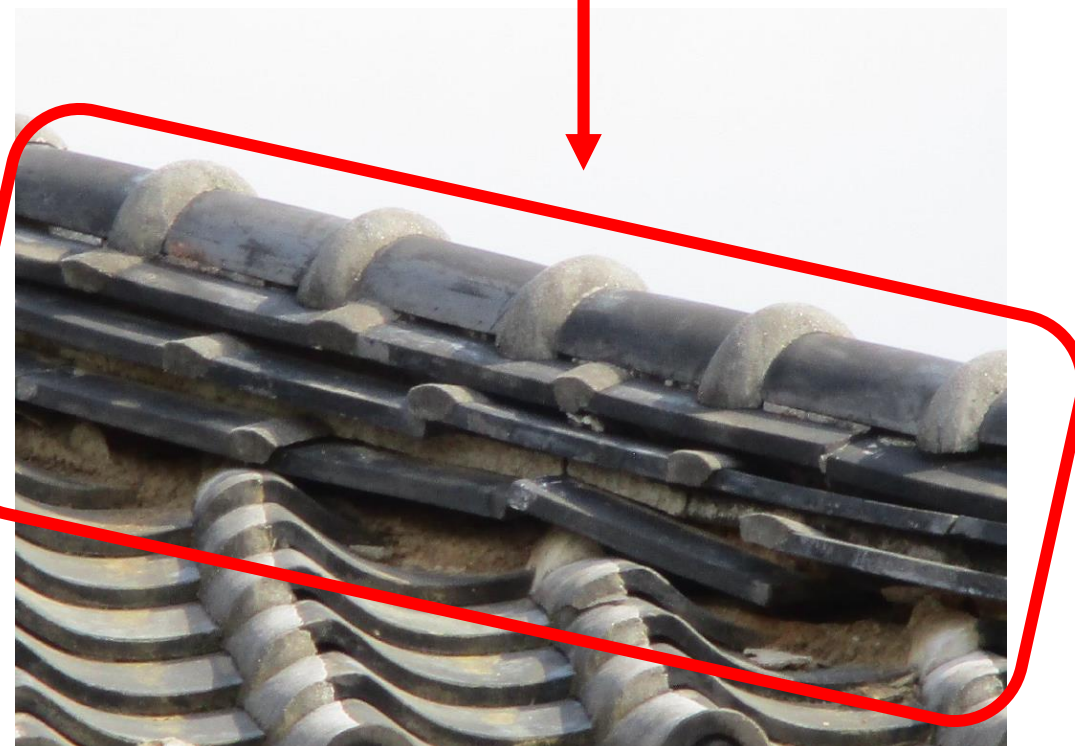


## 2 過疎地域持続的発展市町村計画(過疎計画)の変更について

### (工) 現況写真



劣化による瓦目地漆喰の剥がれ



### 3 『過疎地域持続的発展市町村計画』新旧対照表

#### 11 地域文化の振興等

変更前					変更後				
<p>【基本的方針】（略）</p> <p>【香焼地区】（略）</p> <p>【伊王島地区】</p> <p>（1）現況と問題点（略）</p> <p>（2）その対策</p> <p>ア 伊王島灯台記念館の展示内容等の充実を図り、来訪者へ伊王島灯台の歴史の理解促進を図る。</p> <p>イ～エ（略）</p> <p>（3）計画</p> <p>事業計画（令和3年度～令和7年度）</p>					<p>【基本的方針】（略）</p> <p>【香焼地区】（略）</p> <p>【伊王島地区】</p> <p>（1）現況と問題点（略）</p> <p>（2）その対策</p> <p>ア 伊王島灯台記念館の展示内容等の充実を図り、来訪者へ伊王島灯台の歴史の理解促進を図るとともに、<b>施設の維持管理、保存に必要な整備を行う。</b></p> <p>イ～エ（略）</p> <p>（3）計画</p> <p>事業計画（令和3年度～令和7年度）</p>				
持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業				10 等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。 また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。	市	文化財の普及啓発により、地域活動の活性化を図る。		地域文化振興施設	伊王島灯台記念館施設整備事業	市	
						(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。 また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。	市	文化財の普及啓発により、地域活動の活性化を図る。		地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。 また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。	市	文化財の普及啓発により、地域活動の活性化を図る。